

仮設事務所等仕様書

1 総 則

- (1) 本仕様書に記載のほか、契約書等に従って施工するものとする。
(各施設の仕様等については、別紙1参照のこと。なお、記載の品番等は参考規格であるため、同等以上の規格とすること。)
- (2) 建設工事に関する各設備、その他官公署の手続きは、受注者において代行するものとする。
- (3) 施工場所・数量
「仮設事務所等使用予定場所・予定数量」のとおり（詳細は、別途指示）
- (4) 賃貸借の期間
契約日から令和9年3月31日までとする。
- (5) 賃借期間及び賃借料について
賃借期間が15日以内の当該月額は、月額単価の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。なお、事務用備品等についてもこの規定を適用する。
- (6) 設置・撤去日について
設置・撤去は発注者の指示する日時に行うものとする。
- (7) 設置場所について
国・県等による、各工事事業地内への設置とする。

2 仮設工事

敷地外の使用

敷地外に用地を使用する場合は、これに要する補償、借地料などの費用は受注者の負担とする。

3 本体工事

構造耐力

建設物は、自重、積載荷重、積雪、風圧並びに地震その他振動及び衝撃に対して安全な構造でなければならない。

4 電気工事

電力供給会社への申請等諸手続き（経費を含む）を行い、電力供給会社の規定により施工するものとする。

仮設事務所設置後、速やかに電気を通電させるものとする。

また、仮設事務所撤去前に、速やかに電気を遮断させるものとする。

5 特記事項

休憩所は原則電気不要だが、6月～10月のみエアコンを設置する。

電気の引き込みができない現場では、発電機を設置すること。発電機の費用は休憩所とは別に計上する。

6 その他

このほか、この工事に使用する材料・製品の色彩等については、見本カタログ等により決定する。
経年劣化・天災等による不具合・破損等があった場合には、無償で修理・交換すること。

各 施 設 の 仕 様 等

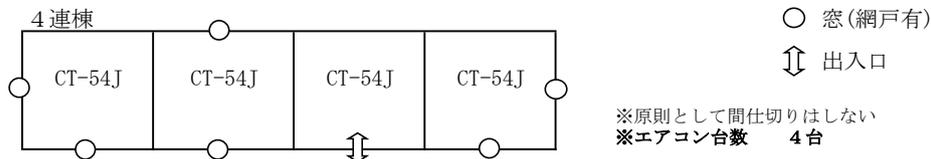
1 仮設事務所

① 4連棟

仕様 <ユニットハウス (三協フロンティア㈱ CT-54J) >

タイプ	CT-54J
構造	鉄骨造 (軽量鉄骨造)
外々寸法 (L×W)	5,890 × 2,350
延べ床面積	12.57㎡ (3.80坪)
高さ (軒高)	2,825
高さ (天井高)	2,343
屋根	金属折板張り 厚さ=0.5
天井	化粧合板 厚さ=4 断熱材:スチレンフォーム 厚さ=25 防湿シート
床	構造用合板 厚さ=12 フロアペイント仕上げ
壁	外壁:カラー鋼板 複合パネル断熱材:スチレンフォーム 厚さ=25 内壁:カラー鋼板
電気	照明器具 (FHF32W×2灯インバーター式)×3基 換気扇 20cm 漏電ブレーカー (30A) ブレーカー (20A×2)
EPS天井対応	○
床面耐荷重	295kg/㎡
許容積雪量 (標準仕様)	50cm
許容積雪量 (多雪仕様)	160cm
総重量	約1,530kg

※ 上記仕様と同等以上の規格であること
財団仕様 (基本形)



◎ 見積については、ユニットハウスリース料、設置・解体撤去費等ほか次の内容を含むものとする

- ・ユニット内電気配線及び外線接続
- ・エアコンリース及び取付撤去までを含む (100V)
- ・カーテン (防災素材) 及びカーテンレール (シングルレール) を各窓及び出入り口に設置
- ・運搬費 (往復)
- ・窓に網戸を設置すること
- ・警報装置設置 (感知式及びマグネット式で補修費が生じない方法での設置)
- ・事務所内に粉塵や雨水が入らないよう目貼り等により補強すること
- ・雑材料等
- ・出入口の雨どいには、縦どいを設置すること
- ・火災保険に加入していること
- ・鍵を3本貸与すること
- ・外線接続用仮設支柱の設置撤去は1本まで事務所単価に含む。(2本目より単価により算出)

2 休憩所

① 4連棟

規格は事務所4連棟

◎ 見積については、ユニットハウスリース料、設置・解体撤去費等ほか次の内容を含むものとする

- ・カーテン (防災素材) 及びカーテンレール (シングルレール) を各窓及び出入り口に設置
- ・運搬費 (往復)
- ・休憩所内に粉塵や雨水が入らないよう目貼り等により補強すること
- ・窓の網戸不要
- ・雑材料等
- ・火災保険に加入していること
- ・鍵を3本貸与すること

※休憩所は財団からの指示が無い場合、原則電気接続不要。

※ただし、6～10月稼働現場のみエアコン用に電源が必要。

※エアコン用電源は引き込みを原則とするが、引き込み不能の場合は発電機とする。

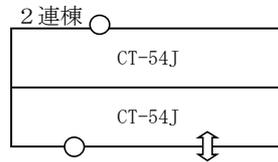
3 仮設倉庫

① 2連棟

仕様 <ユニットハウス (三協フロンティア(株) CT-54J) >

タイプ	CT-54J
構造	鉄骨造 (軽量鉄骨造)
外々寸法 (L×W)	5,890 × 2,350
延べ床面積	12.57㎡ (3.80坪)
高さ (軒高)	2,825
高さ (天井高)	2,343
屋根	金属折板張り 厚さ=0.5
窓枠・窓	アルミ製 6.8m/m型硝子 (網入り)
出入り口	アルミ製 (上下ともアルミパネル)
天井	化粧合板 厚さ=4 断熱材:スチレンフォーム 厚さ=25 防湿シート
床	構造用合板 厚さ=12 フロアペイント仕上げ
壁	外壁:カラー鋼板 複合パネル断熱材:スチレンフォーム 厚さ=25 内壁:カラー鋼板
電気	照明器具 (FHF32W×2灯インバーター式)×3基 換気扇 20cm 漏電ブレーカー (30A) ブレーカー (20A×2)
EPS天井対応	○
床面耐荷重	295kg/㎡
許容積雪量 (標準仕様)	50cm
許容積雪量 (多雪仕様)	160cm
総重量	約1,530kg

※ 上記仕様と同等以上の規格であること
財団仕様 (基本形)



○ 窓
⇄ 出入口

※原則として間仕切りはしない

② 単棟2坪

仕様 <ユニットハウス (株ナガワ 単棟タイプ SH-Hシリーズ) >

SH-H型	SH-H2	SH-H3	SH-H4	SH-H6
幅 (mm)	1,850	2,300	2,330	2,300
長さ (mm)	3,650	4,550	5,450	7,250
高さ (mm)	2,663	2,663	2,663	2,663
面積 (㎡)	6.75	10.47	12.54	16.68
面積 (坪)	2.00	3.20	3.80	5.00
重量 (kg)	680	940	1,080	1,340
蛍光灯	40w×2×1ヶ所	40w×2×1ヶ所	40w×2×2ヶ所	40w×2×3ヶ所
構造	角型鋼管, 軽量形鋼			
屋根	カラー鉄板			
外壁	金属サイディング			
建具	フラッシュドア, アルミサッシ窓			
天井	プリント合板			
内壁	プリント合板			
床	カラー耐水合板			
設備	配線引込口、ブレーカー (100V2P-20A)、壁コンセント 壁スイッチ、蛍光灯 (スイッチ付)、換気扇			

※ 上記仕様と同等以上の規格であること

- ◎ 見積についてはリース料、設置・解体撤去費等ほか次の内容を含むものとする
- ・運搬費 (往復)
 - ・雑材料等
 - ・火災保険に加入していること
 - ・鍵を3本貸与すること
 - ・窓は2ヶ所とすること

4 仮設便所

- 日野興業(株) 軽水洗式 (ヒノレット) シリーズ
 ・GX-ACP (軽水洗和式 : 大小兼用タイプ)
 ・GX-2QP (軽水洗2連棟 : 大小並列タイプ)

仕様 (共通) ※ 下記構造と同等以上のものであること

屋根・天井	PE製・中空成形・二重壁
サイドパネル	PE製・中空成形・二重壁・t=35
フロントパネル	PE製・中空成形・二重壁・t=35
ドアパネル	PE製・中空成形・二重壁・t=35~50
バックパネル	PE製・中空成形・二重壁・t=35 臭突一体成形
床・土台	PE製・中空成形・t=60
衛生器具	陶器製便器
付属品	照明ソケット、表示錠、組立ボルト(SUS製)、ペーパーホルダー、棚板
地上型タンク	PE製 (450L型便槽)

◎ 見積についてはリース料、設置・解体撤去費等ほか次の内容を含むものとする

- ・GX-2QPは事務所から電気引込をすること(夜間照明のため)
- ・仮設便所前にT字型の目隠しを設置すること。
- ・運搬費(往復)
- ・火災保険に加入していること



- 日野興業(株) ポンプ式簡易水洗トイレ (TU-V) シリーズ
 ・TU-V1F4W (ポンプ式簡易水洗トイレ: 洋式タイプ)

仕様 ※ 下記構造と同等以上のものであること

屋根	PE製・中空成形・二重壁・採光仕様
ドアパネル	PE製・中空成形・二重壁
側面パネル	PE製・中空成形・二重壁
後面パネル	PE製・中空成形・二重壁・後面穴空き
ベンチレーター	PE製
フロントパネル	PE製・中空成形・二重壁
バックパネル	PE製・中空成形・二重壁・臭突一体成形
床・土台	PE製・中空成形
衛生器具	陶器製便器
付属品	照明ソケット、表示錠、組立ボルト(SUS製)、ペーパーホルダー、化粧棚、小物掛けフック、握りバー
洋式便器用タンク	PE製 (360L型便槽)
給水タンク	45L

◎ 見積についてはリース料、設置・解体撤去費等ほか次の内容を含むものとする

- ・事務所から電気引込をすること(夜間照明のため)
- ・仮設便所前に目隠しを設置すること。1台に対して、T字・L字はは問わない。
- ・運搬費(往復)
- ・火災保険に加入していること



5 エアコン (休憩棟用) 6月~10月のみ

- ・住宅設備用壁掛けエアコン

電源	単相100V
適用畳数	冷房10畳程度
台数	休憩所4連棟 4台
参考機種	パナソニック CS-283CF

※ 上記仕様と同等以上の規格であること

◎ 見積についてはリース料、設置・解体撤去費等ほか次の内容を含むものとする

- ・運搬費(往復)、配線接続費用(引き込み又は発電機から)
- ・6月~10月以外の月に休憩棟にエアコンが付いた状態であっても構わないが、リース料は6~10月分のみしか負担しないので注意すること。

6 発電機

仕様 ※ 下記構造と同等以上のものであること

駆動形式	ディーゼル駆動
容量	37/45KVA (50/60Hz)
電圧	200V
コンセント	1.5KVA×2口
燃料タンク容量	100ℓ
低騒音型	59~62dB (A)

◎ 見積についてはリース料、設置・解体撤去費等ほか次の内容を含むものとする

- ・運搬費(往復)
- ・設置時、燃料タンクにフルに給油した状態で引き渡すこと。

発掘現場仮設事務所用事務用備品等仕様書

- 1 下記に記載の物件と同等若しくはそれ以上の規格・機能を有する物件を、指示に従い各事務所に搬入すること。なお、搬入の際には、必ず調査員の検査を受けるものとし、搬入時に不良品や故障があった場合には、無償で交換すること。
また、経年劣化・天災等による不具合・破損等があった場合には、無償で修理・交換すること。
- 2 使用器材等については、使用可能なものを調達すること。
- 3 引取りの際の検品は必ず調査員立会いのもと行うこと。その場合、傷等で修理が必要になる場合には必ず調査員に確認を得ること。
- 4 その他不明な点は、担当の指示に従うこと。
- 5 屋外用テーブル及び屋外用折りたたみ椅子については、屋外での使用により、劣化等が発生する可能性がある。そのため、搬入時点で汚れや劣化等があった場合でも、使用に耐えると判断される程度であれば、問題としない。また、賃貸人は搬出時点で汚れや劣化等があった場合でも、使用に耐えると判断される程度であれば、問題としないこと。
- 6 搬入・搬出は教育財団職員の指示した日時・場所に行うこと。
- 7 数量については各事務所下表一式を基本とするが、数量を増加している事務所があるため詳細については別紙「事務用備品等使用予定場所・予定数量」を参照すること。また、調査計画等の変更により数量の追加・削減がある場合には別途指示する。

事務用備品等（発掘現場用）

物件名	規格等	一式の数量内訳	
		数量	単位
片袖机	スチール1,060×730×740	3	台
肘付回転椅子	465×440×410～500	3	脚
書類保管庫 (スチール引戸)	スチール1,760×400×880、スチール引戸	2	台
折りたたみ会議用テーブル	1,800×450×700	5	台
折りたたみ椅子	370×370×420	5	脚
月例白板	月予定表900×1,800 壁掛式	1	台
マップケース	978×740×415、脚付	1	台
流し台	600×550×800	1	台
消火器	粉末 10型	2	本
折りたたみ会議用 テーブル(屋外用)	1,800×450×700	10	台
折りたたみ椅子(屋外用)	370×370×420	30	脚
AED	別紙AED仕様のとおり	1	式
運搬費	搬入・搬出		

AED仕様

1 本体

- ①医療用具(除細動器)として薬事法上の承認を得ていること。
また、非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。
- ②二相性波形除細動器であること。
- ③救急蘇生法ガイドライン2010に準拠した機種であること。
- ④毎日自動のセルフテストを行い、AED使用可否について点検が可能であること。
- ⑤小児・成人モードの変更ができること。
- ⑥AEDの操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語の音声ガイダンス機能を有し、訓練を受けていない者でも容易に操作できること。
- ⑦「薬事法上、添付が求められている文書」及び「取扱説明書」において、AED本体のランプ等での目視による点検以外の定期点検を求めている場合については、無償で実施すること。

2 付属品 ※緊急時にパッド等付属品を実際に使用した場合は、無償にて提供すること

- ①電極パッド
 - ・薬事法上の承認を得たものであること。
- ②バッテリー
 - ・メンテナンス不要な電池パックであること。※充電式不可
- ③収納用バッグ
 - ・本体の保護及び救急セットを一体で収納できるものであること。そのまま屋外等への搬出が可能であること。
- ④その他
 - ・機器の取り扱い等に関する説明書他、機器の取扱いや保管に必要なもの。

3 その他

- ①AEDに関する不明点や動作の異常を発見した時に、対応可能な問い合わせ先等を確保し、使用者・管理者等AEDに関与する者が問い合わせ先についてすぐにわかるような措置を講ずること。
- ②保証期間は、納入日から賃貸借契約満了日までとし、保証期間中における障害の対応及び故障・盗難・破損(故意及び使用者の重過失、天災等は除く)等による機器の交換・修繕等については、追加料金なしで実施すること。
- ③消耗品(除細動パッド・本体バッテリー)の経年経過による定期交換については、受注者において交換時期を管理するものとし、交換時期が到来した場合は遅滞なく無償で、設置場所に出向いて代替品と交換すること。また、設置場所においても消耗品の交換時期がわかるような措置を講ずること。
- ④AEDを実際に使用した後の再設置及びセットアップ等に必要な消耗品の交換及び作業等を全て追加料金なしで実施すること。
- ⑤契約期間中において、日本蘇生協会に基づくガイドライン等の変更があった場合には、情報提供を行い、必要に応じてAED本体のシステム修理・設定変更等を追加料金なしで実施すること。